

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上尾蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>北足立郡伊奈町大字小室字西浦四八三 七番一地从り同郡同町大字小室字志 久四四七二番一地从りまで</p>		区 間
一三・七〇〇三二・三〇	八・〇五〇一六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一四八・八〇		延長 (メートル)
		備 考